スポーツツーリズムに関する省庁の動向

柳　　久　恒

1．序

2013年（平成25年）９月８日，南米の地，アルゼンチンのブエノスアイレスで開催されたIOC総会において，2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（平成32年７月24日～８月９日，８月25日～９月６日）の開催が決定した。2014年１月１日を迎えると，東京都は「オリンピック・パラリンピック準備局」を設置し，組織委員会の人選や法人化といった準備も着々と進行しつつある。招致活動に成功したことで，我が国のスポーツ界にヒト，モノ，カネ，情報といった経営資源が集まり，世間の注目度合も急速に高まっている。

招致活動の成功に至るまでの我が国の省庁の動向に目を転じると，文部科学省に関わる分野では2010年（平成22年）８月に「スポーツ立国戦略」が決定され，2011年（平成23年）８月には「スポーツ基本法」が施行された。1964年（昭和39年）に開催された前回の東京オリンピックから50年の歳月を経て，1961年（昭和36年）に制定された「スポーツ振興法」は半世紀ぶりに全部改正が行われた。2012年（平成24年）３月には「スポーツ基本法」をもとに，今後10年間にわたって展開されるスポーツ振興施策としての「スポーツ基本計画」が策定された。我が国のスポーツ界は様々な課題を抱えながらも，2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催と選手たちの活躍という新たな目標に向けて動き出している。

他方，観光庁は2009年（平成21年）12月に「観光立国推進本部」を設置し，2010年（平成22年）５月には「スポーツツーリズム推進連絡会議」を開催した。そして，2011年（平成23年）６月に「スポーツツーリズム推進基本方針」を策定し，2012年（平成24年）３月には「観光立国推進基本計画」を閣議決定した。

本稿では，スポーツツーリズムに関する我が国の省庁の動向として文部科学省と観光庁の法令や政策に着目する。スポーツと観光の分野がそれぞれどのような課題を抱え，課題解決に向けて諸施策を施行しているのか，スポーツツーリズムの観点から探っていく。

2．スポーツツーリズムに関する省庁の動向

（1）文部科学省の政策と施策

近年目まぐるしい変化を遂げる我が国のスポーツ関連の法令と政策の文脈を辿りつつ，その中でスポーツツーリズムがどのように捉えられ，扱われてきたのかを確認していく。

1）スポーツ立国戦略

文部科学省は，2010年（平成22年）８月「スポーツ立国戦略―スポーツコミュニティ・ニッポン―」を策定し，「1．人（する人，見る人，支える（育てる）人）の重視」，「2．連携・協働の推進」という基本的な考え方のもと，「(1) ライフステージに応じたスポーツ機会の創造」，「(2) 世界で競い合うトップアスリートの育成・強化」，「(3) スポーツ界の連携・協働による『好循環』の創出」，「(4) スポーツ界における透明性や公平・公正性の向上」，「(5) 社会全体でスポーツを支える基盤の整備」という５つの重点戦略を掲げた。

二つ目に位置付けられた「2．世界で競い合うトップアスリートの育成・強化」の「(4) その他の国際競技力向上策」として，「1）国際競技大会の招致・開催支援，スポーツツーリズムの促進」が記載され，「関係省庁，地方公共団体，JOC，NF 等と連携し，国際競技大会の招致・開催や各国の代表選手等の合宿の誘致への支援を積極的に行い，競技力向上を含めたスポーツの振興や地域の活性化等を図る」ことと，「訪日外国人による稽古見学・

図表１．「スポーツ立国戦略―スポーツコミュニティ・ニッポン―」（平成22年８月26日）
（スポーツツーリズムに関する記載のみを抜粋）

「スポーツ立国戦略―スポーツコミュニティ・ニッポン―」（平成22年８月26日，文部科学大臣決定）

Ⅲ．５つの重点戦略の目標と主な施策
２．世界で競い合うトップアスリートの育成・強化
（４）その他の国際競技力向上策
１）国際競技大会の招致・開催支援，スポーツ・ツーリズムの促進
関係省庁，地方公共団体，JOC，NF 等と連携し，国際競技大会の招致・開催や各国の代表選手等の合宿の誘致への支援を積極的に行い，競技力向上を含めたスポーツの振興や地域の活性化等を図る。
また，訪日外国人による稽古見学・武道体験等の機会を設けるなど，観光庁等と連携しつつ，スポーツ・ツーリズムを促進する。

武道体験等の機会を設けるなど，観光庁等と連携しつつ，スポーツ・ツーリズムを促進する」ことが記載された。

日本の国際競技大会における競技力の向上策のひとつとして設けられた，「国際競技大会の招致・開催支援」は，オリンピック，FIFA ワールドカップに次ぐ世界の三大スポーツイベントとも言われるラグビーワールドカップ（RWC）の招致にもつながっており，2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の前年である2019年（平成31年）９月６日～10月20日に国内各所で開催を予定している。

文部科学省の施策において，観光庁等と連携しスポーツツーリズムを促進していくことが明記されたことは，日本のスポーツ界が新たな一歩を踏み出したと言える。柔道や剣道，相撲などの武道は，日本固有の観光資源に成り得る点も踏まえ，訪日外国人に稽古見学や武道体験等の機会を設けることなどが期待されている。なお，文部科学省は，2008年（平成20年）３月28日に中学校学習指導要領の改訂を告示し，新学習指導要領では中学校保健体育において武道・ダンスを必修としている。

2）スポーツ基本法

1961年（昭和36年）に施行されたスポーツ振興法を50年ぶりに全部改正した「スポーツ基本法」が2011年（平成23年）８月に施行された。スポーツ基本法の重要な点は，我が国のスポーツに関する基本理念を定め，国及び地方公共団体の責務やスポーツ団体の努力等を明らかにし，スポーツに関する施策の基本となる事項を定めている点にある。その前文や総則において，スポーツの価値が重要視され，スポーツは各方面において重要な役割を果たすと捉えられている。

また，「第二章　スポーツ基本計画等（スポーツ基本計画）」の第九条においては，「文部科学大臣は，スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため，スポーツの推進に関する基本的な計画（以下『スポーツ基本計画』という。）を定めなければならない」として，この後取り上げるスポーツ基本計画の策定を義務付けている。

しかし，次の地方スポーツ推進計画（第十条）に関しては，スポーツ振興法においては「都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し，及び執行することとされた地方公共団体（以下『特定地方公共団体』という。）にあつては，その長）は，第一項の基本的計画を参しやくして，その地方の実情に即したスポーツの振興に関する計画を定めるものとする」としていたが，スポーツ基本法におい

ては「都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し，及び執行することとされた地方公共団体（以下『特定地方公共団体』という。）にあっては，その長）は，スポーツ基本計画を参酌して，その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下『地方スポーツ推進計画』という。）を定めるよう努めるものとする」に変更されている。

なお，スポーツ基本法にはスポーツ振興法には見られなかった，「スポーツ産業の事業者との連携等」（第18条）や，「企業，大学等によるスポーツの支援」（第28条）などの規定が定められており，我が国におけるプロスポーツや企業スポーツなどのトップレベル・スポーツの発展が影響したものと考えられる。このように，半世紀前には教育や企業という領域にしかなかったスポーツの拡大は，スポーツツーリズムの発展にも大きく関与している。

図表２．「スポーツ基本法」（平成二十三年六月二十四日法律第七十八号）のあらまし
（スポーツツーリズムに関連する規定のみを抜粋）

「スポーツ基本法」（平成23年８月施行）
（前文から抜粋）
　スポーツは，我が国社会に活力を生み出し，国民経済の発展に広く寄与するものである。また，スポーツの国際的な交流や貢献が，国際相互理解を促進し，国際平和に大きく貢献するなど，スポーツは，我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

第一章　総則
（基本理念）
第二条
７　スポーツは，スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより，国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

第二章　スポーツ基本計画等
（スポーツ基本計画）
第九条　文部科学大臣は，スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため，スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

（地方スポーツ推進計画）
第十条　都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し，及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては，その長）は，スポーツ基本計画を参酌して，その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

第三章　基本的施策
第一節　スポーツの推進のための基礎的条件の整備等
（スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進）
第十九条　国及び地方公共団体は，スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい，スポーツに関する国際団体への人材の派遣，国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより，我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに，環境の保全に留意しつつ，国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

第三節　競技水準の向上等
（国際競技大会の招致又は開催の支援等）
第二十七条　国は，国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう，環境の保全に留意しつつ，そのための社会的気運の醸成，当該招致又は開催に必要な資金の確保，国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。
２　国は，公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。），財団法人日本障害者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては，当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

2009年までに実施された2016年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の招致活動の際には整備されておらず，招致活動の成功には一歩及ばなかったが，スポーツ基本法の施行は法的な裏付けとなり，我が国はオールジャパンの体制で2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の招致活動に成功するという，ひとつの大きな結果を導いている（第三章基本的施策，第三節競技水準の向上等（国際競技大会の招致又は開催の支援等）第二十七条）。

また，附則においては，「（スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討）第二条　政府は，スポーツに関する施策を総合的に推進するため，スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について，政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え，その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」として，2011年（平成23年）９月には平成25年度の新設を目指す「スポーツ庁」の調査費が概算要求され，平成24年度予算案の概算要求に諸外国のスポーツ省の視察などを行うための調査費を盛り込み，その報告書などがまとめられた。

3）スポーツ基本計画

2012年（平成24年）３月には「スポーツ基本法」をもとに，10年間にわたって展開されるスポーツ振興施策としての「スポーツ基本計画」が策定された。「スポーツ基本計画」は，地方公共団体の計画策定の指針となるように国と地方公共団体が果たすべき役割に留意して策定されている。なお，「スポーツ基本計画」は，第１章においては「スポーツをめぐる現状と今後の課題」が，第２章においては「今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針」が明らかにされており，第３章において「今後５年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策」が明示されている。

以下に，「スポーツ基本計画」のスポーツツーリズムについて記載された箇所を抜粋する。

図表３．「スポーツ基本計画」（平成24年３月30日）
（スポーツツーリズムに関する記載のみを抜粋）

「スポーツ基本計画」（平成24年３月30日文部科学大臣決定）

第３章　今後５年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策
１．学校と地域における子どものスポーツ機会の充実
（3）子どもを取り巻く社会のスポーツ環境の充実
③今後の具体的施策展開：
○　国は，旅行先で気軽に多様なスポーツに親しめるスポーツツーリズムを推進し，子どもにとって居住地域だけでは不足しがちなスポーツ機会を向上させる取組を推進する。

２．若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力つくり支援等ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
（1）ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進

③今後の具体的施策展開：
（多様な主体のスポーツ参加の促進）
○　国は，旅行先で気軽に多様なスポーツに親しめるスポーツツーリズムを推進し，ライフステージに応じたスポーツ機会を向上させる取組を推進する。

３．住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
（2）地域のスポーツ指導者等の充実
③今後の具体的施策展開：
（スポーツ指導者の活用促進）
○　国及び地方公共団体は，大学，スポーツ団体及び企業等と連携して，スポーツツーリズムや観光によるまちづくりに関する専門的知識を有する人材の育成及びそれら地域スポーツにおけるコーディネータ等としての活用を促進する。

（4）地域スポーツと企業・大学等の連携
③今後の具体的施策展開：
○　国及び地方公共団体は，例えばスポーツツーリズムによる地域の活性化を目的とする連携組織（いわゆる「地域スポーツコミッション」）等の設立を推進するなど，スポーツを地域の観光資源とした特色ある地域づくりを進めるため，行政と企業，スポーツ団体等との連携・協働を推進する。

５．オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進
（2）スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進
③今後の具体的施策展開：
○　国は，スポーツ団体や大学等と連携し，訪日外国人への武道等の体験機会を設けるなど，スポーツツーリズムによる国際交流を推進する。

７．スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進
（2）地域スポーツと企業・大学等の連携
③今後の具体的施策展開：
○　国及び地方公共団体は，例えばスポーツツーリズムによる地域の活性化を目的とする連携組織（いわゆる「地域スポーツコミッション」）等の設立を推進するなど，スポーツを地域の観光資源とした特色ある地域づくりを進めるため，行政と企業，スポーツ団体等との連携・協働を推進する。

スポーツ基本計画においては，「第２章　今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針」において，「スポーツを実際に『する人』だけでなく，トップレベルの競技大会やプ

ロスポーツの観戦等スポーツを『観る人』，そして指導者やスポーツボランティアといった『支える（育てる）人』にも着目し，人々が生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境を整えるものとする」とあり，これまでスポーツを「する」ことに力点を置いてきた我が国のスポーツ施策から「みる」,「支える（育てる）」といったより広範囲な領域にスポーツの価値を広げる施策となっている。

そして，スポーツが抱える課題を解決するために，スポーツツーリズムに託された課題は，①子どもにとって居住地域だけでは不足しがちなスポーツ機会を向上させること，②若者や高齢者のライフステージに応じたスポーツ機会を向上させること，③まちづくりに関する専門的知識を有する人材の育成及び地域スポーツにおけるコーディネータ等として活用すること，④スポーツを地域の観光資源とした特色ある地域づくりを進めるため，行政と企業，スポーツ団体等との連携・協働を推進すること，⑤訪日外国人への武道等の体験機会を設けるなどの国際交流を推進することの５つであることが示されている。

（2）観光庁の政策と施策

スポーツ施策において連携していくことが明記された観光庁は，スポーツとのかかわりを政策と施策においてどのように進めてきたのであろうか。ここからは，観光庁によるスポーツツーリズムの取り組みについて確認していく。

1）観光立国推進本部とスポーツツーリズム推進連絡会議

我が国の観光立国の実現を，政府として一体的・総合的に推し進めるために，2009年（平成21年）12月，国土交通省に「観光立国推進本部」が設置された。本部の下には,「外客誘致ワーキングチーム」,「観光連携コンソーシアム」,「休暇分散化ワーキングチーム」の３つのワーキングチームが設けられ，テーマ毎に関係省庁間で具体的な調整・連携を図った結果,「外客誘致ワーキングチーム」においては,「スポーツ観光については，振興の観点や円滑な運営の観点から，日本政府全体で取り組む必要がある」との結論に至っている。

「観光連携コンソーシアム」においては，各府省が連携した取組みを推進するとした中の「Ⅰ．様々な活動を核とした観光の推進」において,「(3) スポーツ＋観光」という項目が設けられ,「我が国スポーツ資源の海外発信とアクセス向上」,「レジャースポーツ観光のアジア市場への販売促進」,「ワールドカップ・オリンピック等の国際競技大会やキャンプ（合宿）の日本誘致」,「スポーツ施設の魅力化」,「スポーツ観光まちづくり」という５つの目標の取り組みを進めることとなり，これらの目標に対する具体的な事業として，①スポーツ・ツーリズム推進連絡会議の開催，②スポーツ観光ＷＥＢサイトによる情報発

信，③競技団体との連携（スポーツイベントを活用した観光情報発信，国際スポーツ大会の成功に向けた連携）に着手することとなった。

2010年（平成22年）５月には具体的な事業のひとつめに挙げられていた「スポーツツーリズム推進連絡会議」が開催された。第１回会議における検討事項は，以下のとおりである。

1．調査検討事項

（１）国際スポーツ大会・合宿・会議の戦略的誘致のあり方について

（２）スポーツの国際化と国際交流の推進方策について

（３）スポーツ観戦・参加ツアー造成の推進方策について

（４）海外からのチケッティングの改善方策について

（５）スポーツ施設の観光魅力化に向けた改善方策について

（６）スポーツを核としたまちづくりの推進方策について

（７）スポーツ・ツーリズムの推進組織のあり方について

（８）その他

推進連絡会議の下には，スポーツツアー造成ワーキングチーム（ＷＴ），チケッティング改善ＷＴ，国際化・国際交流ＷＴ，施設魅力化・まちづくりＷＴが設けられ，座長，副座長を中心としたメンバーによる議論が行われた。

2）スポーツツーリズム推進基本方針

課題解決のための着眼点や方策が2011年（平成23年）６月に「スポーツツーリズム推進基本方針」としてまとめられた。「1．スポーツとツーリズムの融合で目指すべき姿」においては，「スポーツとツーリズムの更なる融合」による「より豊かなニッポン観光の創造」といった使命と目標が明確にされ，「2．スポーツツーリズムに期待する効果」では，①訪日外国人旅行者の増加，②国際イベントの開催件数増加，③国内観光旅行の宿泊数・消費額の増加といった期待と課題があげられている。また，他の省庁との連携により，①活力ある長寿社会づくり，②若年層の旅行振興，③休暇に関する議論の活発化，④産業の振興についても効果が期待できるとしている。「3．スポーツを活用した観光まちづくり」においては，スポーツツーリズムの現場である地域の理解と協力の必要性について触れており，「地域は，スポーツ施設の整備だけに限らず，大会などの魅力あるコンテンツづくり，大会・合宿の招致，プロスポーツの誘致など，スポーツツーリズムを担う連携を観光まちづくりの一環として政策に位置づけることが求められる」（スポーツツーリズム推進基本方針，2011，p. 5）として，地域に対しても首長の理解や体制づくり，担当者の配置などを

要望している。「Ｖ．スポーツツーリズムの推進に向けた基本的方向」においては，「様々なスポーツツーリズム推進のためには，スポーツツーリズムの現場である地域における関係者の連携と協働が不可欠である」（スポーツツーリズム推進基本方針，2011，p. 30）として，地域の活動などを支援し，スポーツツーリズムを中心的な組織として推進するスポーツツーリズム推進連携組織（JSTA）の創設を促している。

3）観光立国推進基本計画

2012年（平成24年）３月には「観光立国推進基本計画」を閣議決定した。以下に，「観光立国推進基本計画」においてスポーツツーリズムについて記載された箇所を抜粋する。

図表４．「観光立国推進基本計画」（平成24年３月30日）
（スポーツツーリズムに関する記載のみを抜粋）

新「観光立国推進基本計画」（平成24年３月30日閣議決定）

（観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力的な観光地域の形成）
（新たな観光旅行の分野の開拓）
○　スポーツツーリズムの推進
スポーツツーリズムとは，スポーツを「観る」「する」ための旅行に加え，スポーツを「支える」人々との交流や，旅行者が旅先で多様なスポーツを体験できる環境の整備も含むものであり，国内旅行需要の喚起やゴルフ，スキー等スポーツへの指向性の高い外国人旅行者の訪日促進に寄与するものである。
MICE 推進の要となる国際スポーツイベントの招致活動は，訪日プロモーションやシティセールスと連動することで相乗効果を有するものである。
このため，平成23年度に策定された「スポーツツーリズム推進基本方針」に基づき，地域スポーツコミッションの設立を促すとともに，情報の集約・発信，国際スポーツイベントの誘致・開催支援などを担うスポーツツーリズム推進連携組織を創設する。また，2019年のラグビーワールドカップの日本招致成功の経験を活かし，2020年の東京オリンピック・パラリンピックの招致に取り組む。

○　国及び地方公共団体は，大学，スポーツ団体及び企業等と連携して，スポーツツーリズムや観光によるまちづくりに関する専門的知識を有する人材の育成及びそれら地域スポーツにおけるコーディネータ等としての活用を促進する。
○　国及び地方公共団体は，例えば「地域スポーツコミッション」等の連携組織の設立を推進するなど，スポーツを地域の観光資源とした特色ある地域づくりを進めるため，行政と企業，スポーツ団体等との連携・協働を推進する。

スポーツツーリズム推進基本方針をまとめることで，観光立国推進基本計画においてもスポーツツーリズムの推進が記載され，スポーツツーリズム基本方針に基づいた取り組みが後押しされることとなった。

3．結　　語

本稿では，スポーツツーリズムに関する我が国の省庁の動向として文部科学省と観光庁の法令や政策に着目してきた。スポーツと観光の分野において，スポーツツーリズムの発展は目覚ましく，政策や施策への取り上げられ方は急激に増えている。これは，両分野におけるスポーツツーリズムへの期待度を反映している。

スポーツの分野においては，法令や施策の裏付けもあり，2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の招致活動に成功した。この結果は，スポーツツーリズムに関する新たな拡大要素になり，今後我が国のスポーツツーリズムが飛躍的に発展する期待を抱かせる好材料になるだろう。なぜなら，2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の前には，2014年ソチ・オリンピック・パラリンピック競技大会と2016年リオ・デ・ジャネイロ・オリンピック・パラリンピック競技大会，2018年平昌オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され，これらに対する国民の関心も一層高まることが予想されるからである。

また，2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の前には，事前合宿や様々な国際競技大会が開催されることが通例である。下村博文五輪担当相は，「日本全体に効果を波及させていく」と述べ，東日本大震災から復興した被災地の姿や支援への感謝を世界に示すのをねらって，道府県ごとに国や競技を割り振るなどして各地で合宿の受け入れや予選を実施する考えを示している（2014/01/16日本経済新聞朝刊）。観光庁としても，2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の経済波及効果を一都市で終息することなく，各種国際競技大会の誘致や事前合宿の誘致などを通じて，地方にも波及させたいと考えている。国内にはすでに2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前合宿地として立候補しようと準備を進める自治体もあり，2002 FIFA ワールドカップ・日韓大会や2008年北京オリンピック・パラリンピック競技大会などの際に培ったネットワークやノウハウ，施設などの遺産（レガシー）を用いて，日本代表選手団をはじめ，各国代表チームの招致に乗り出している。

我が国は観光分野において後進国であると言われているが，スポーツツーリズムにおいても同様である。しかし，今回の法改正や新たな施策の策定を機に，スポーツツーリズムを発展させていくための各省庁の共通理解は得られており，あとは実行の足並みを揃える

ことができるかにかかっている。今後は法令や施策の在り方から，いかにしてスポーツツーリズムを国民の実践に活かし，スポーツと観光の課題解決に取り組んでいけるのかが課題である。まずは，これらの施策を地方に普及，浸透させ，スポーツと観光の両面における課題を解決していけるかを検証していく必要がある。また，海外のスポーツツーリズム先進国の取り組みにもならい，その目標設定や効果，検証等についても研究し，日本に適した形に応用していく必要があるだろう。

【付記】

本研究は，JSPS 科研費24700678の助成，神戸学院大学経営学会の研究助成，2013年度南山大学経営研究センター研究助成（ワークショップ）を受けた成果の一部である。

【参考文献】

Hinch T. D., Higham J. E.（2001）Sport Tourism：a Framework for Research. International Journal of Tourism Research, Vol. 3, pp. 45･58.

観光庁（2014）スポーツ観光，Web site，http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/sports/index.html

観光庁（2013）観光白書（平成25年版），国土交通省観光庁，平成25年７月30日.

観光庁（2011）スポーツツーリズム推進基本方針，スポーツ・ツーリズム推進連絡会議，平成23年６月14日.

観光立国推進本部観光連携コンソーシアム（2010）（第６回）議事概要，観光連携コンソーシアムとりまとめ，平成22年８月５日．p. 8.

木村和彦（2009）スポーツ・ヘルスツーリズムの概念と現状，原田宗彦・木村和彦編，スポーツ・ヘルスツーリズム，大修館書店：東京，pp. 29-46.

工藤康宏，野川春夫（2002）スポーツ・ツーリズムにおける研究枠組みに関する研究―“スポーツ”の捉え方に着目して―，順天堂大学スポーツ健康科学研究（6），183-192，2002-03.

工藤康宏（2009）スポーツ・ヘルスツーリズムと地域振興，原田宗彦・木村和彦編，スポーツ・ヘルスツーリズム，大修館書店：東京，pp. 156-177.

工藤康宏（2011）スポーツツーリズム，原田宗彦編，スポーツ産業論 第５版，杏林書院：東京，pp. 280-291.

松永敬子（2009）日本におけるスポーツ・ヘルスツーリズムの現状と課題，龍谷大学経営学論集48（４），pp. 126-140，2009-03-10，龍谷大学経営学会.

文部科学省（2013）体力・スポーツに関する世論調査（平成25年１月調査）

文部科学省（2012）「スポーツ基本計画」平成24年３月

文部科学省（2011）スポーツ基本法，平成23年８月

文部科学省（2010）スポーツ立国戦略，平成22年８月

文部科学省（2008）中学校学習指導要領，平成20年３月28日

二宮浩彰（2008）スポーツ・ツーリズム政策による観光振興：観光情報の発信状況調査から，大分大学経済学部編，グローカル化する経済と社会，ミネルヴァ書房.

二宮浩彰（2009）日本におけるスポーツ・ツーリズムの諸相：スポーツ・ツーリズム動的モデルの構築，同志社スポーツ健康科学 創刊号（1），9-18，2009-31.

野川春夫（2009）国際市場におけるスポーツ・ヘルスツーリズム，原田宗彦・木村和彦編，スポーツ・ヘルスツーリズム，大修館書店：東京，pp. 209-226.

齋藤健司（2011）第１編　スポーツ政策の理論と制度，第３章　スポーツ政策の決定，第１節　スポーツ法政策．菊幸一・齋藤健司・真山達志・横山勝彦編，スポーツ政策論，成文堂：東京，pp. 34-49.

日本経済新聞（2014）新国立競技場総工費1692億円に，2014/01/16朝刊.

柳　久恒（2009）スポーツ・ヘルスツーリズムのマーケティング，原田宗彦・木村和彦編，スポーツ・ヘルスツーリズム，大修館書店：東京，pp. 139-155.